

平成 29 年度の事業報告書

2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人

教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES)

1 事業の成果

特定非営利活動法人教育研究機関化学物質管理ネットワークは、化学物質の安全適正管理の促進に向け、次のような事業を実施した。

定款第 5 条第 1 項の**化学物質管理担当者の情報交換、協議のための連絡会開催支援事業**は、化学物質管理担当者連絡会（同世話人会主催）の開催、運営に、支援、協力した。現在第 12 回化学物質管理担当者連絡会（2019 年 9 月 7 日火災、於：大阪大学）の開催に向け、準備に、支援、協力している。

定款第 5 条第 2 項の**化学物質管理マスターデータベースネットワークシステムの創製、運営事業**として、収集、製作した「第 6 期」分システムのデータの点検、補完作業を進め、必要とする全国の会員大学等に提供した。

また、定款第 5 条第 3 項の**全国教育研究機関の化学物質管理方法に関する支援、指導事業**として、多くの会員大学等に化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談を行い、化学物質管理に関する出張セミナー、講演を実施した。化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供も数多く行った。多くの大学、研究所等に化学物質の安全適正管理の促進を働きかけた。

定款第 5 条第 4 項の**化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業、関連企業に対する化学物質の安全適正管理に向けた助言、指導等**を実施している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位: 千円)
全国の教育研究機関の化学物質管理担当者の情報交換、協議のための連携組織を設置し、共同で対処する体制を整える事業	「化学物質管理担当者連絡会」(同世話人会主催)の第 11 回連絡会(2017 年 9 月 8 日、青山学院大学)を開催を支援。 次回、「化学物質管理担当者連絡会」(同世話人会主催)の第 12 回連絡会(2018 年 9 月 7 日、大阪大学)の準備、支援。	第 11 回連絡会の開催 (A) 2017 年 9 月 8 日 (B) 本法人事務局 (C) 10 人 第 12 回連絡会の開催準備 (A) 2017 年 9 月～2018 年 6 月)	(D) 100 大学, 機関, 事業所等 (E) 概ね 20 万人(推定)	1,195

化学物質管理マスターデータベースネットワークシステムを設置し、全国の教育研究機関の化学物質管理システムの共同利用に供する事業	ACSES 化学物質製品データベースシステム(ACSES-DB)のデータの拡充(490社、90万件)、点検補完(新たなデータ補完:17450件 累計:146,350件)を行っている。 ACSES-DBを必要とする全国の延べ14大学等に提供した。 Ver.8を2016年10月から提供中である。 データ点検補完:毒劇物関係、労働安全衛生法関係、PRTR制度等主要法規、化学物質リスクアセスメント、特別管理物質等の法改正等にも随時対応させている。	(A)2017年7月～2018年6月、常時 (B)本法人事務局 (C)2人	(D)14大学・機関 (E)概ね10万人以上(推定)	2,604
全国の教育研究機関の化学物質管理方法の支援、指導を行う事業	・化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談:延べ35大学等 ・化学物質管理に関する出張セミナー、講演:延べ11大学、その他10件 ・化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供:延べ55大学等 ・全国の延べ25大学、研究所等に化学物質安全適正管理の促進を働きかけた。	(A)2017年7月～2018年6月、頻繁 (B)会員大学等及び本法人事務局 (C)述べ4人	(D)111大学・機関・事業所等 (E)概ね25万人(推定)	1,122
化学物質の安全適正管理に向け、化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業、及び関連企業に対する助言、指導等を行う事業	化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業6社に対する化学物質の安全適正管理に向けた助言、指導等を実施した。	(A)2017年7月～2018年6月、随時 (B)該当企業事業所及び本法人事務局 (C)2人	(D)6社 (E)概ね5千人(推定)	1,193
本法人の目的達成のためのそのほかの事業	実施しなかった。	—	—	0

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。